（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「ごとに、自衛官」の下に「（特定任期付職員（法第四条第二項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）である自衛官を除く。）」を、「事務官等」の下に「及び特定任期付職員である自衛官を除く。）」を加える。

第十条の二第二項中「自衛官」の下に「（特定任期付職員である自衛官を除く。）」を、「事務官等」の下に「及び特定任期付職員である自衛官」を加える。

第十二条第八項中「特殊作戦隊員の」を「特殊作戦隊員（特定任期付職員である自衛官を除く。）の」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　特定任期付職員である自衛官に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官以外の自衛官との均衡を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

第十二条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書又は同項各号」を「第一項ただし書、同項各号又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定任期付職員である自衛官に支給する航海手当の日額は、前項の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官以外の自衛官との均衡を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

第二十七条第二号中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

別表第八特定任期付職員俸給表の項中「第六条の二第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（自衛隊員倫理規程の一部改正）

第三条　自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第四条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
防衛大臣　木原　稔

国家公務員等の旅費に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六号

国家公務員等の旅費に関する法律施行令

内閣は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第八号、第三条第二項第七号、第六項及び第七項並びに第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　旅費の種目及び内容
　第一節　通則（第四条）
　第二節　交通費（第五条―第八条）
　第三節　宿泊費等（第九条―第十一条）
　第四節　転居費等（第十二条―第十四条）
　第五節　その他の種目（第十五条・第十六条）
第三章　雑則（第十七条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この政令において、「職員」、「各庁の長」、「内国旅行」、「本邦」、「外国旅行」、「外国」、「出張」、「旅行命令権者」、「赴任」、「帰住」、「遺族」、「配偶者」又は「退職等」とは、それぞれ、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一号から第七号まで又は第三条第二項第一号に規定する職員、各庁の長、内国旅行、本邦、外国旅行、外国、出張、旅行命令権者、赴任、帰住、遺族、配偶者又は退職等をいう。

2　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内閣総理大臣等　内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

二　指定職職員等　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務にある者をいう。

三　職務の級　一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級及び行政職俸給表㈠の適用を受けない者については各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

四　家族　内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

（法第二条第八号に規定する政令で定める者等）

第二条　法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者

二　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者

三　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者

五　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八　外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2　法第二条第八号に規定する政令で定めるものは、役務及びカード等とする。